

刑事免責制度

考えられる制度の概要

1 証人を尋問する場合における免責決定

(1) 検察官は、証人尋問を請求するに当たり、その尋問すべき事項に証人が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項が含まれる場合であって、関係する犯罪の軽重及び情状、当該事項についての証言の重要性その他の事情を考慮して必要と認めるときは、裁判所に対し、当該証人尋問を次に掲げる条件により行うことを請求することができるものとする。

ア その証人尋問において尋問に応じてした供述及びこれに由来する証拠は、証人による偽証等の罪に係る事件において用いる場合を除き、証人の刑事事件において、これらを証人に不利益な証拠とすることができないものとする（派生使用免責）。

イ その証人尋問においては、第146条の規定にかかわらず、自己が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある証言を拒むことができないものとする。

(2) (1)の請求を受けたときは、裁判所は、当該証人に尋問すべき事項に、証人が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項が含まれないと明らかに認められる場合を除き、当該証人尋問を(1)ア及びイに掲げる条件により行う旨の決定（以下「免責決定」という。以下同じ。）をするものとする。

2 証人尋問の開始後における免責決定

(1) 検察官は、証人尋問において、証人が第146条の規定により証言を拒絶した場合であって、関係する犯罪の軽重及び情状、証言の重要性その他の事情を考慮して必要と認めるときは、裁判所に対し、免責決定の請求をすることができるものとする。

(2) (1)の請求を受けたときは、裁判所は、当該証人が第146条の規定により証言を拒絶していないと明らかに認められる場合を除き、当該証人尋問について免責決定をするものとする。

3 第1回公判期日前の証人尋問における利用

刑事免責制度は、第1回公判期日前の証人尋問においても利用できるものとする。

【検討課題】

1 裁判所の役割

- 裁判所は、検察官の請求に対し、適式性（「尋問すべき事項に、証人が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項が含まれる」こと、又は「証人が第146条の規定により証言を拒絶した」こと）のみならず、免責決定の必要性及び相当性を実質的に審査することとするか。
- 裁判所の職権による免責決定を認めるか。

2 第1回公判期日前の証人尋問における利用の在り方

- 本制度を十分に活用できるようにするため、第1回公判期日前の証人尋問を請求できる場合を拡げることとするか。
- 拡げるとすると、現行規定の要件（刑訴法第226条の「犯罪の捜査に欠くことのできない知識を有すると明らかに認められる者が、第223条第1項の規定による取調に対して、出頭又は供述を拒んだ場合」）に加え、どのような場合とするか。
 - ・ 自己負罪事項について、「虚偽の供述をした」、あるいは、「十分な供述をしなかった」と認められる場合とするか。
 - ・ さらに、検察官が免責決定を併せて請求する場合に限ることとするか。